

災害等緊急時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定

山形市上下水道部（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「乙」という。）とは、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼすおそれのある災害又は事故等（以下「災害等」という。）により甲の管理する上下水道施設が被災したときに乙が行う技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する災害等緊急時における技術支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な技術支援の実施を図り、災害等により被災した上下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（技術支援の協力範囲）

第2条 技術支援の実施範囲は、甲の管理する上下水道施設における被災箇所のうち、甲から要請された範囲とする。

（技術支援の要請）

第3条 甲は、乙に対し、災害等により被災した上下水道施設の復旧に関し次の技術支援（以下「支援業務」という。）を要請することができる。

（1）被災状況の調査

（2）応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施

（3）災害査定資料の作成

（4）その他必要な業務

2 甲は、乙に対し支援業務を要請する時は、その内容等を記した文書により行うものとする。

3 乙は、甲からの支援業務の要請を受けたときは、乙を構成する会員（以下「会員」という。）から支援可能な会員名を甲へ通知するものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

4 甲は、前項により通知された会員の中から協力を要請する会員を選定し、その結果を乙及び選定した会員（以下「支援業務実施者」という。）に通知するものとする。

5 支援業務実施者は、速やかに甲の指示により支援協力を実施するものとする。

6 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（支援業務に要する費用）

第4条 前条の規定による支援業務に係る費用は、甲と支援業務実施者が協議の上、業務委託契約を締結し、甲がその費用を負担するものとする。

（災害補償）

第5条 支援業務に従事したものが当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは

疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。

2 その他の条項については、委託契約書による。

(実施細目)

第6条 この協定の実施に関して必要な事項については、別紙「細目」に定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも変更または解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項または各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自そ
の1通を保有するものとする。

令和 5 年 2 月 1 日

甲 山形県山形市南石関27番地
山形市上下水道部
上下水道事業管理者 庄 司 新 一



乙 宮城県仙台市青葉区国分町三丁目8番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
東北支部 支部長 高橋 郁

